

短時間労働者の適用要件 ワンポイント解説(健康保険法・厚生年金保険法)

平成29年4月1日から短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用対象が拡大されています。内容は、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の事業所に勤務する短時間労働者及び被保険者数が常時500人以下の一定の事業所(⑤の(ア)もしくは(イ))に勤務する短時間労働者

☑ 4分の3基準クリア…被保険者

1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、
同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上ある者

☑ 4分の3基準を満たさない者

(原則)…被保険者にならない。

(例外)…①～⑤のすべての要件を満たす場合…被保険者の適用対象

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 同一の事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること
- ③ 報酬(最低賃金法で賃金に相当するものを除く。)の月額が、88,000円以上であること
- ④ 学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生等でないこと
- ⑤ 下記のいずれかに該当する事業所に使用されていること
 - (ア)特定適用事業所
 - (イ)労使合意に基づく申出

☑ ①～⑤のうち1つでも要件を満たさなければ、被保険者となりません。(適用除外)

(ア)特定適用事業所	(イ)労使合意に基づく申出
特定労働者の総数が 常時500人を超える事業所	特定労働者の総数が 常時500人以下の事業所



同意労働者の過半数で 組織する労働組合	同意対象
ある場合	その労働組合の同意
ない場合	下記のいずれかの同意 ・同意労働者の過半数代表者 ・同意労働者の2分の1以上

- ・厚生年金保険の被保険者
- ・70歳以上の被用者
- ・4分の3基準を満たさない短時間労働者(①～④の要件を満たす者)